

川崎市競争入札参加資格の変更申請について

川崎市役所財政局資産管理部契約課

登録事項の変更をされる方は、インターネットで申請後、変更申請の指定画面の写しとともに、下記書類を速やか御提出ください。（書類が必要な申請の場合、書類が契約課に届かない限り変更されません。）

- 必要書類は下記のURLからLoGoフォームにて御提出ください。
【URL】<https://logoform.jp/form/FUQz/913429>
- 変更事項が複数あり、登記事項証明書や印鑑証明書などの必要書類が重複する場合は、各書類1部のみ御提出ください。競争入札参加資格審査申請書（誓約書）兼使用印鑑届（令和9・10年度用）／使用印鑑届・委任状（令和7・8年度用）について、本社と委任先が同一の場合は、1部のみの御提出で結構です。ただし、本社と委任先が異なり、複数の委任先を設定している場合において、本社情報を変更するとき又は複数の委任先情報を同時に変更するときは、委任先ごとに御提出ください。
- 川崎市内に営業所等を開設した場合は、営業所開設届又は川崎市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用）（写し可）を添付してください。
- 組織の変更（相続・合併・分離・譲渡等）の場合はお電話にてお問合せください。
- 本社と委任先が同一の場合（＝委任先を設定していない場合）、本社情報の変更を行う際は、必ず委任先情報も修正するよう御注意ください。

必要書類		変更申請時の 指定画面の写し	①競争入札参加資格審査申請書（誓約書）兼使用印鑑届※3 ②使用印鑑届・委任状※3	登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）	代表者印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人のみ）
変更事項		指定様式 1部	指定様式 1～3部	写し 1部	写し 1部	写し 1部
本 社 情 報	商号又は名称	○	○	○	○	
	郵便番号					
	住所 ※2	○	○	○	○	
	ビル名等	○	○	○※1		
	代表者職氏名	○	○	○	○	○
	電話番号					
	FAX番号					
	Ema i l					
委 任 先 情 報	資本金	○		○		
	委任先番号	○	○			
	名称	○	○			
	郵便番号					
	住所 ※2	○	○			
	ビル名等	○	○			
	受任者職氏名	○	○			
	電話番号					
そ の 他	FAX番号					
	Ema i l					
	印鑑登録印		○		○	
	使用印鑑		○			
	口座振替払登録届（変更）	○	通帳の写し等（口座情報が確認できる書類）			
	主観評価項目	○	申請に応じた書類を用意してください。			
	業種・種目	○	許可等が必要な業種・種目の追加についてはその許可証等			

注意事項

※1 登記事項証明書にビル名等が記載されている場合のみ書類提出

※2 住所の変更により、地域区分が市内または準市内に変更になる場合は別途、「川崎市内にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書※4」の提出が必要になります。

※ 3・4 下記書類については、様式改正に伴い、令和9・10年度川崎市競争入札参加資格申請の継続申請を行う前か後かで、変更申請のLoGoフォームに添付いただく書類が異なります。

なお、提出用LoGoフォーム内にある継続申請の有無の選択肢を選んでいただくと、書類添付欄が内容に応じて変化するため、そちらからも御確認いただくことができます。

- ・①競争入札参加資格審査申請書（誓約書）兼使用印鑑届（令和9・10年度用）
- ・②使用印鑑届・委任状（令和7・8年度用）

継続申請前→②使用印鑑届・委任状（令和7・8年度用）のみ必要部数

なお、継続申請を行う際の添付資料については、9・10年度用の書式を使用し、変更申請後の内容で書類を作成いただく必要があります。

継続申請後→①競争入札参加資格審査申請書（誓約書）兼使用印鑑届（令和9・10年度用）
及び②使用印鑑届・委任状（令和7・8年度用）のいずれも必要部数

- ・川崎市内にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書

※住所の変更により、地域区分が市内または準市内に変更になる場合に提出が必要な書類

継続申請前→川崎市内にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書（令和7・8年度用）

なお、継続申請を行う際の添付資料については9・10年度用の書式で作成してください。

継続申請後→川崎市内にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書
（令和7・8年度用と令和9・10年度用のいずれも必要になります）

※ 変更申請の内容に応じて必要な書類が変わります。データ送信後に必要な書類一覧画面に切り替わりますので、それに従って書類を用意してください。

※ 「郵便番号」「電話番号」「FAX番号」「Eメール」「許可が不要な業種の追加・種目の追加」のみの変更申請については、データの入力だけで書類の提出は必要ありません。

※ 令和9・10年度から新規に業者登録される場合、変更申請は令和9年4月1日以降に行うことができます。